
東日本大震災からの復興・創生に向けた 環境省の取組

環境省
2026年3月

原発事故からの環境再生の概要

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出され、環境汚染が発生
- 放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき、**除染や汚染廃棄物処理等の環境再生の取組**を実施



除染の様子

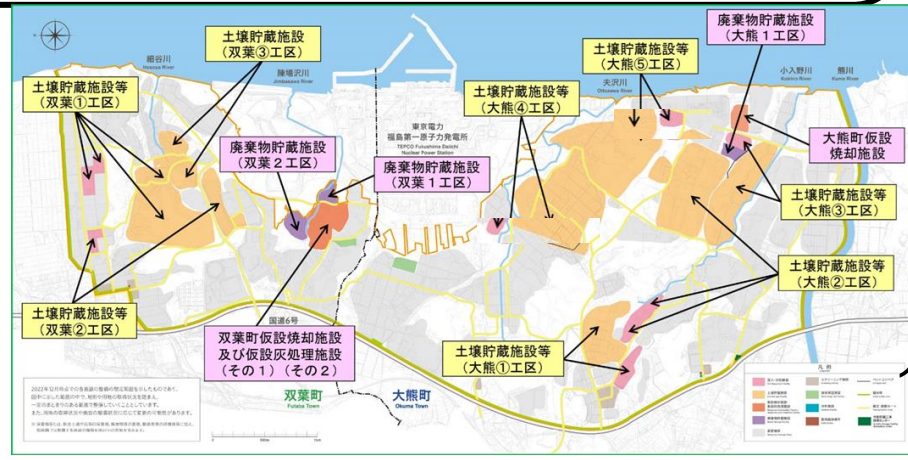
福島県内で大量の除去土壌が発生



仮置場の様子

- 2014年に福島県、大熊町、双葉町の**苦渋の判断**で**中間貯蔵施設**の受入を容認いただき、整備開始
- 2015年3月から各市町村の仮置場等にある除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入を開始
- 帰還困難区域を除く除去土壌等の輸送は2022年3月までに概ね完了

※2026年2月末時点の累積搬入量は約1,400万m³

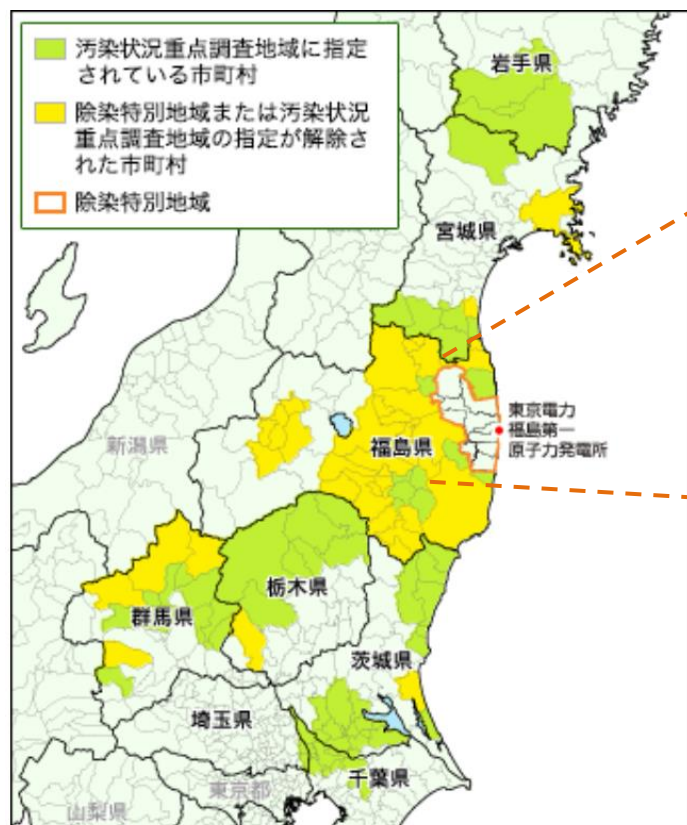


除染の進捗状況

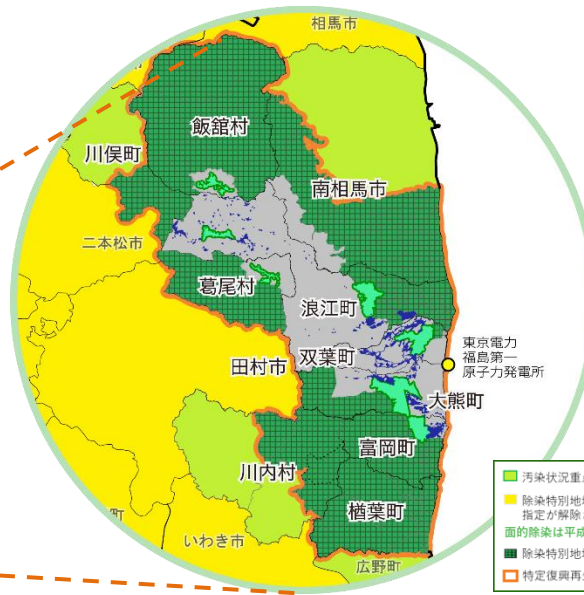
○ 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、**8県100市町村の全てで面的除染が完了。**

※帰還困難区域についての取組は、次項に記載。

＜汚染状況重点調査地域（市町村除染）＞



＜除染特別地域（国直轄除染）＞



	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域 (93)	除染特別地域 (11)
福島県内	43※	36	11
福島県外(7県)	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された

避難指示の解除に向けた取組

- 2018年3月までに、**帰還困難区域を除く全ての市町村で面的除染完了。**

帰還困難区域

【2011年当時、放射線量が年間50ミリシーベルト超・原則立入禁止】

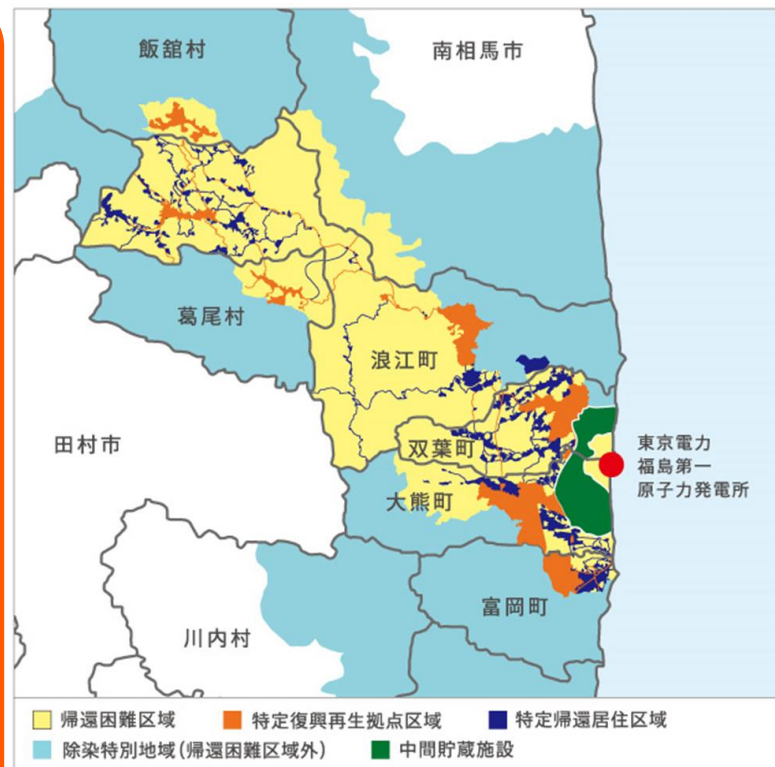
「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」方針（令和3年3月9日閣議決定）。

- **特定復興再生拠点区域**（橙色部分）【2017～2018年度区域認定】

- ・帰還困難区域のうち、**5年を目途に避難指示を解除し、住民の帰還を目指す**区域を整備する政府方針を2016年8月31日に決定。
- ・2017年5月に改正福島復興再生特措法が公布・施行され、**特定復興再生拠点区域制度**が構築。
- ・2017年12月より、除染・解体等工事に着手し、2023年11月末で、6町村全ての特定復興再生拠点の避難指示が解除。

【特定帰還居住区域】（青色部分）

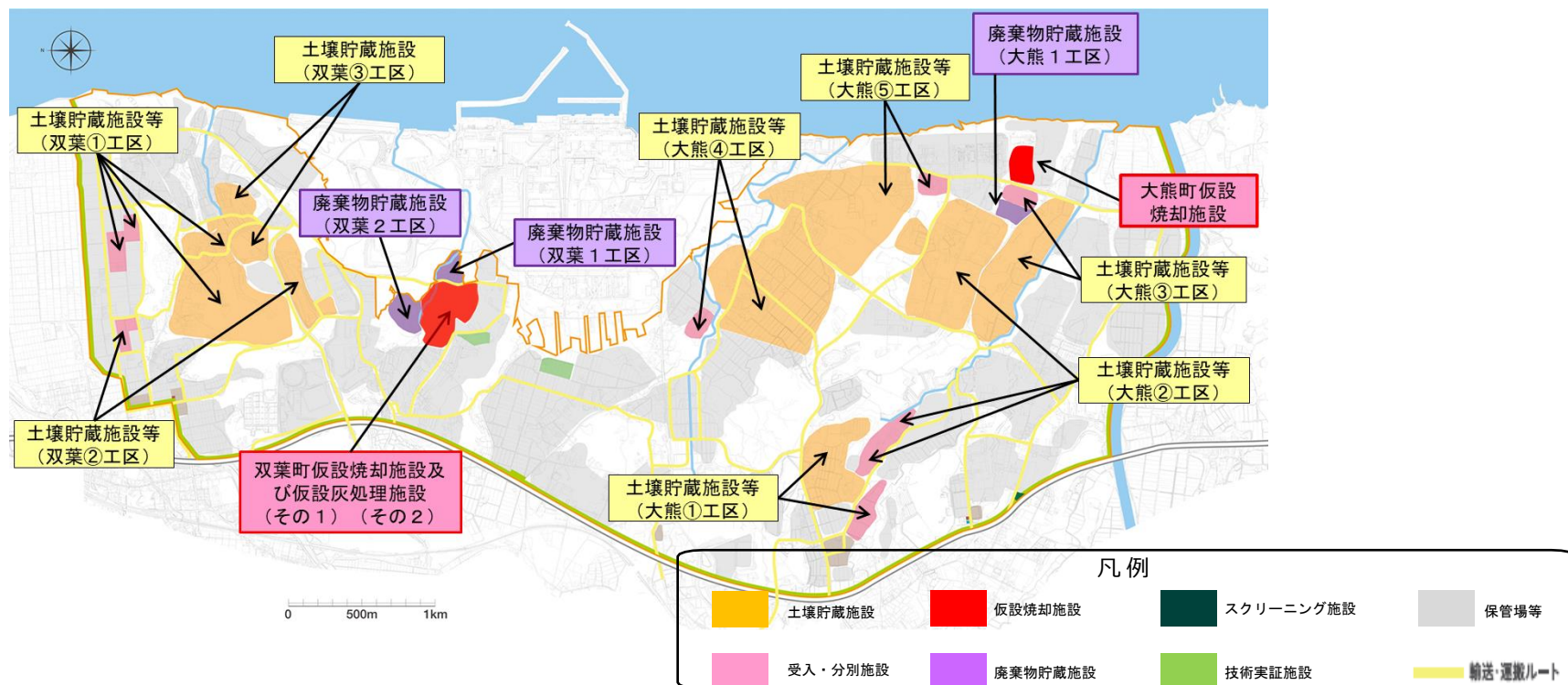
- ・**2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるようにする**政府方針を2021年8月31日に決定。
- ・2023年6月に改正福島復興再生特措法が公布・施行され、**特定帰還居住区域制度**が構築。
- ・双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村の6市町村で区域が設定されている。双葉町、大熊町、浪江町及び富岡町は除染に着手しており、南相馬市及び葛尾村については、着手に向け準備を進めている。



※南相馬市及び葛尾村の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につながるため非公表。

中間貯蔵施設の概要

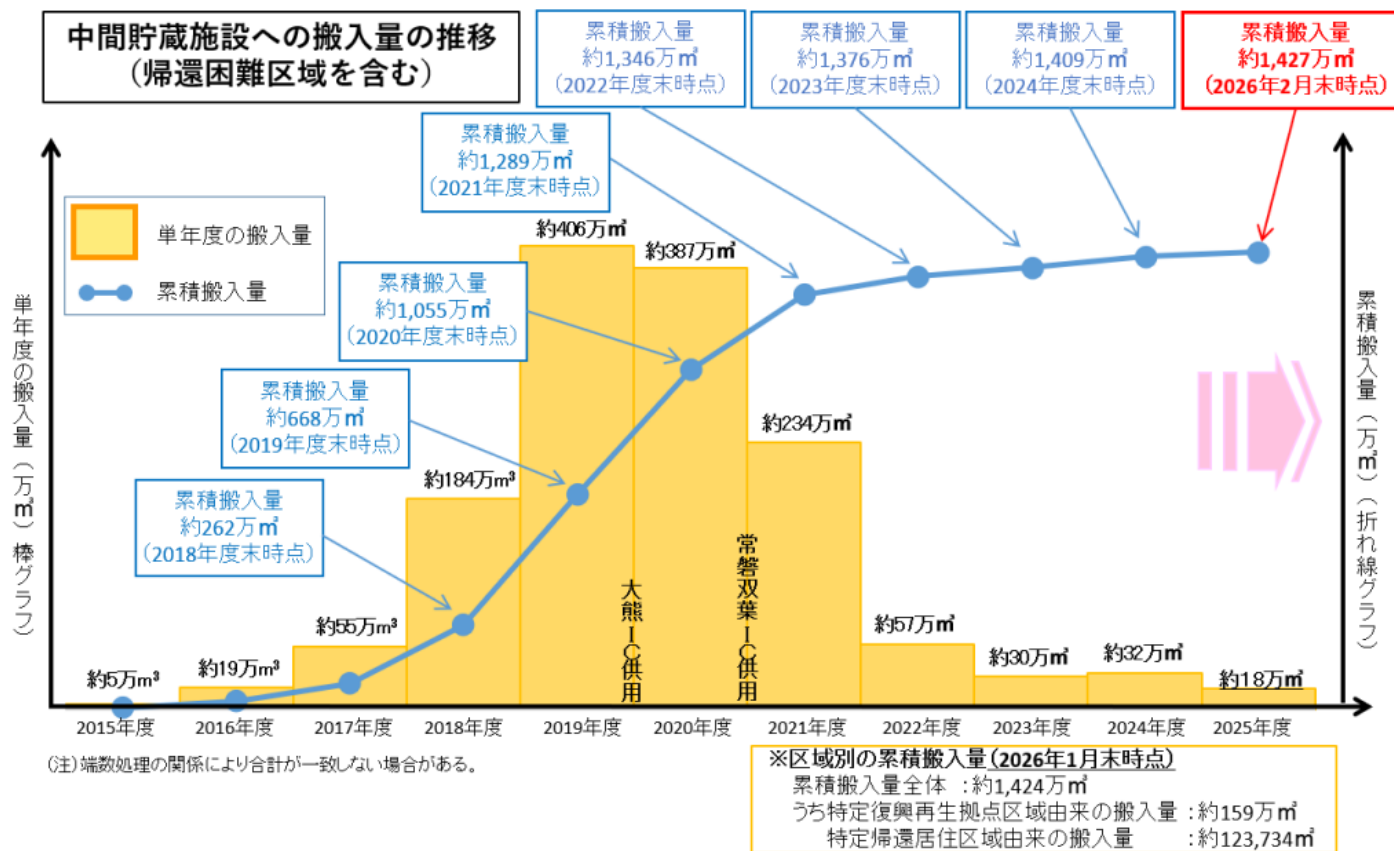
- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設。
- 中間貯蔵施設区域は約1,600ha（渋谷区とほぼ同じ面積）。大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 輸送は2014年度末より開始し、福島県内の除去土壌等（帰還困難区域を含む。）について、**2026年2月末時点で、累積約1,400万m³を中間貯蔵施設へ搬入**。2024年度より、特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める。



用地取得は、全体の約8割（全体約1,600haのうち、約1,321ha。民有地については9割超）の契約に至る（2026年2月末時点）など、着実に進捗。

中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況

- 除去土壌等の仮置場からの中間貯蔵施設への輸送は10tダンプトラックを基本に実施。
- 輸送は2014年度末より開始。輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中。
- 福島県内の除染で発生した除去土壌等について、帰還困難区域を除き令和3年度末までに中間貯蔵施設へ概ね搬入完了するという目標を達成し、2026年2月末時点で、累積約1,427万 m^3 （帰還困難区域を含む）を中間貯蔵施設へ搬入した。2024年度より、特定帰還居住区域等において発生した除去土壌等の搬入を進める。



福島県内の仮置場返地の進捗状況

- 除去土壌等の搬出が完了した仮置場については、従前の土地利用形態や返地後の土地利用計画を基に、返地方法について土地所有者や地元市町村等と調整しながら、順次原状回復を実施し、土地所有者に返地。
- **2024年度は、仮置場34箇所の返地を実施済み。2025年度は、30箇所程度の返地を目指す。**

【 搬出・原状回復のイメージ 】

中間貯蔵施設等への搬出・仮置場の原状回復

仮置場での保管

原状回復完了

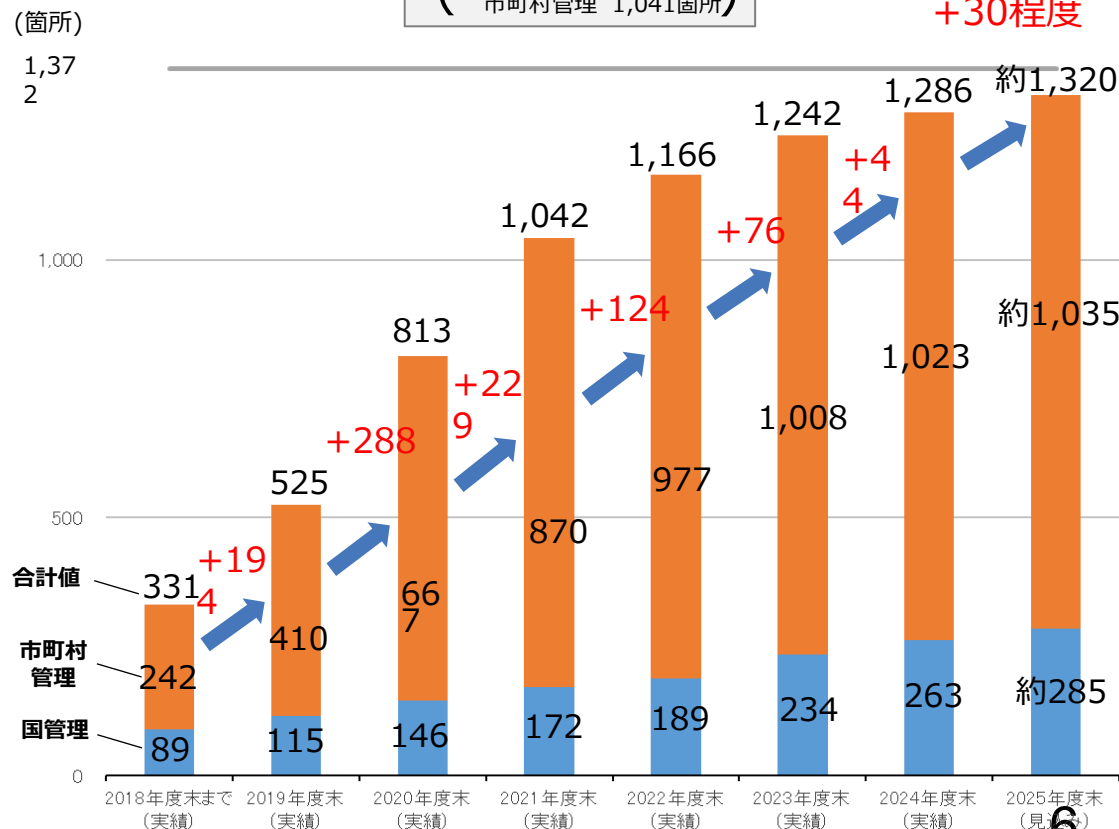


地権者等による営農再開



【 返地した仮置場数の累計（一部見込み） 】

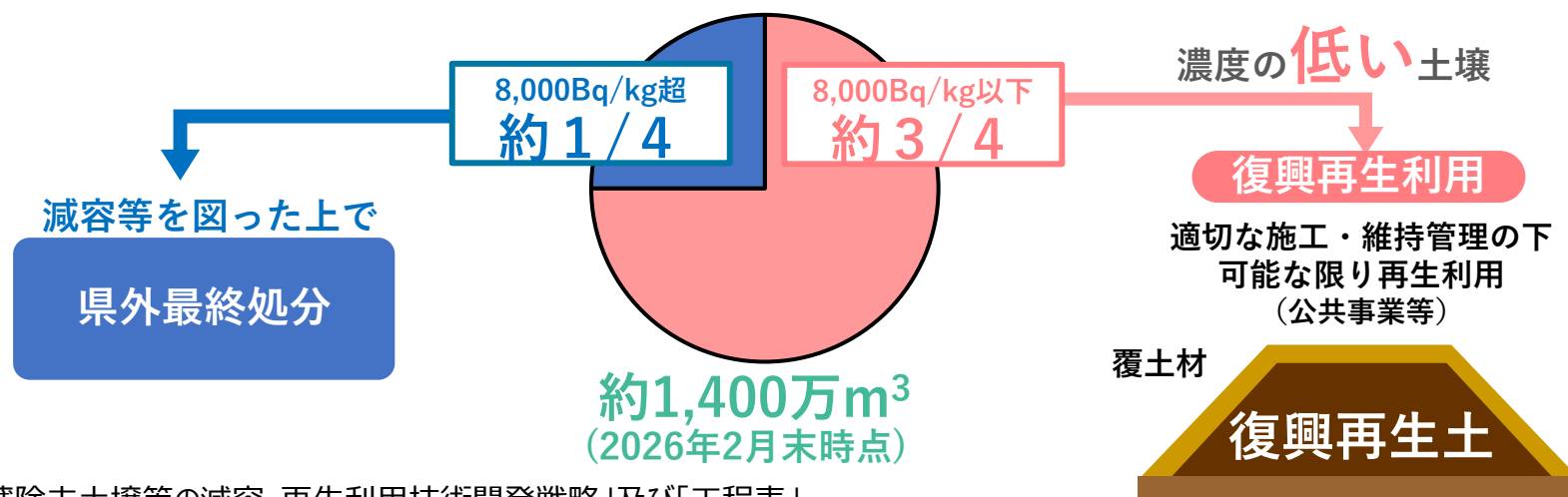
仮置場等の総数 1,372箇所
（うち国直轄 331箇所）
市町村管理 1,041箇所



県外最終処分に向けた取組状況

- 福島県内で発生した除去土壌等については、**中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる**ことと法律で規定。
- 県外最終処分の実現に向けては、**除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減が鍵**。
2016年に策定した方針※¹に沿って、減容技術の開発、再生利用の実証事業、全国民的な理解醸成等を着実に進めてきた。
- これまでの取組の成果や、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、2025年3月に**復興再生利用・埋立処分の基準を策定**した。また、**最終処分場の構造・必要面積等の複数選択肢を提示し、2025年度以降の取組の進め方**※²についてとりまとめた。
- 除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、2024年12月に「**福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等推進会議**」が設置された。

除去土壌等の放射能濃度分布



※1「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」

※2「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」

○復興再生土：復興再生利用に用いる除去土壌

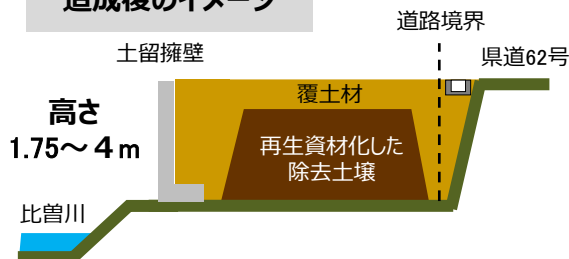
福島県内における再生利用実証事業の概要

- 2018年4月に計画認定された飯舘村の「特定復興再生拠点区域」において、除染による発生土（除去土壌）を再生資材化して盛土材として使用し、その上に覆土をして、**農地造成**の実証事業を実施。
- 2021年4月から約22haの大規模な農地造成に着手し、水田試験等を実施。
- さらに、2022年10月から中間貯蔵施設内において**道路盛土**の実証事業を実施。
- これまで**実証事業を通じて放射線に関する安全性等を確認**。
- 実証事業等で得られた知見や国内外の有識者からの助言等を踏まえ、2025年3月に復興再生利用に係る基準等を策定。

◇飯舘村長泥地区での農地造成実証事業



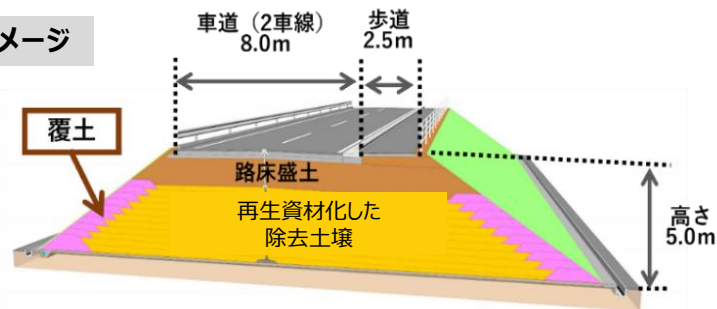
造成後のイメージ



◇中間貯蔵施設内（大熊町）での道路盛土実証事業



構造イメージ



除去土壌の復興再生利用基準のポイント

参考：放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の四

○ 基準の主な内容は、以下のとおり。

1. 再生資材化した除去土壌の放射性セシウム濃度

※ 追加被ばく線量1mSv/年以下を満たすように告示において8,000Bq/kg以下を設定

2. 飛散、流出の防止

3. 空間線量率の測定（施工時・維持管理時）

4. 生活環境の保全（騒音・振動等）

5. 再生資材化した除去土壌の利用場所であることの表示

6. 再生資材化した除去土壌の利用場所、利用量、放射能濃度等の記録・保存

7. 事業実施者や施設管理者等との工事及び管理における役割分担等を協議

※復興再生利用・・・東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの日本の復興に資することを目的として、実施や管理の責任体制が明確であり、継続的かつ安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下で、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用（維持管理することを含む）すること。

※放射性物質汚染対処特措法では、除染実施者が除去土壌の処理を行うこととされており、再生資材化した除去土壌の利用・管理の責任は除染実施者（なお、福島県内除去土壌については国（環境省）、福島県外土壌については市町村等）。

＜除去土壌の復興再生利用のイメージ＞



除去土壌の埋立処分基準のポイント

参考：放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の三

○ 基準の主な内容としては、以下のとおり。

1. 飛散、流出の防止

2. 地下水汚染の防止

※基本的には除去土壌からの放射性セシウムの溶出は非常に小さいため遮水シート等の地下水汚染防止措置は不要。
放射性セシウムが溶出すると認められる場合には遮水シートの敷設等を行う。

3. 生活環境の保全（騒音・振動等）

4. 周囲の囲い・埋立処分の場所であることの表示

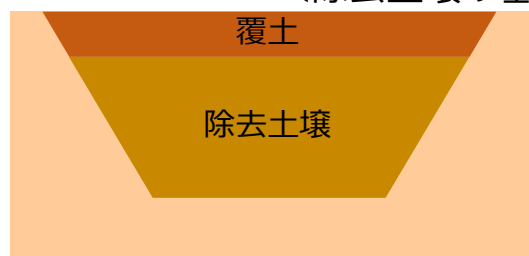
5. 開口部の閉鎖

6. 空間線量率の測定（施工時・維持管理時）

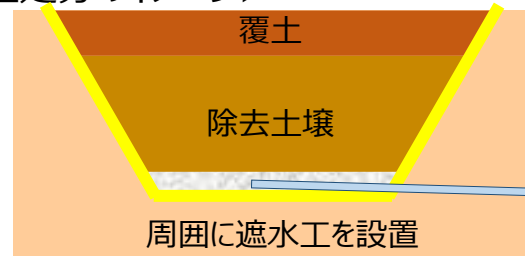
7. 埋立処分の場所、除去土壌の量、放射能濃度等の記録・保存

※放射性物質汚染対処特措法では、除染実施者が除去土壌の処理を行うこととされており、除去土壌の埋立処分の実施・管理の責任は除染実施者（なお、福島県内除去土壌については国（環境省）、福島県外土壌については市町村等）。

＜除去土壌の埋立処分のイメージ＞



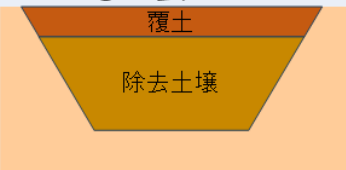
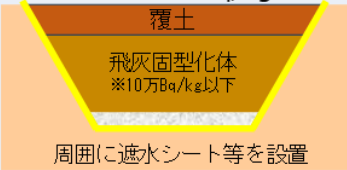
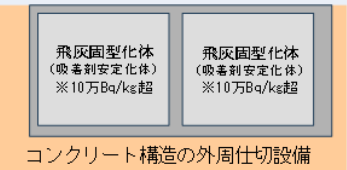
※除去土壌からの放射性セシウムの溶出は非常に小さいため、基本的には上記のイメージ



※放射性セシウムが溶出すると認められる場合

※特定廃棄物の埋立処分基準は策定済みであり、放射能濃度が10万Bq/kgを超える場合には、コンクリート構造による外周仕切設備が設けられた場所で処分することとされている。

県外最終処分に係る複数選択肢

	シナリオ(1)	シナリオ(2)	シナリオ(3)	シナリオ(4)
減容技術の組合せ	減容しない	分級処理	分級＋熱処理	分級＋熱処理＋飛灰洗浄
最終処分量※1	約210万～310万m ³ 【内訳】 除去土壌：200～300万m ³ 廃棄物：約10万m ³	約150万～220万m ³ 【内訳】 除去土壌：140～210万m ³ 廃棄物：約10万m ³	約30万～50万m ³ 【内訳】 全て廃棄物	約5万～10万m ³ 【内訳】 全て廃棄物
放射能濃度(土壌由来)	数万Bq/kg程度	数万Bq/kg程度	十万Bq/kg～	～数千万Bq/kg
構造(処分場のタイプ)	<①除去土壌> 	<②廃棄物(10万Bq/kg以下)> 	<③廃棄物(10万Bq/kg超)> 	
必要面積※2	約30～50ha	約30～40ha	約20～30ha	約2～3ha
減容処理コスト※3				

※1 これまでに実施した技術実証事業の成果を踏まえ、減容率を設定して試算し、締固め時のかさ密度で換算。

シナリオ間の比較のしやすさの観点から、数量は概数にて記載。

※2 ①、②のタイプの処分場は厚さ10m、③は厚さ5mとして計算。埋立地必要面積のみの評価で、離隔距離の確保や附帯施設等は考慮していない。

※3 シナリオ(1)は減容技術を適用しないため、減容処理コストは0となるが、減容技術の適用が増えるほど減容処理コストは大きくなる。

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議について

○福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、**閣僚会議**※¹を2024年12月に設置。第2回を2025年5月に開催し、**基本方針**※²を決定。**第3回を2025年8月に開催し**、当面5年程度の**ロードマップ**※³を決定した。

※1 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議

※2 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針

※3 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ

○ロードマップでは、復興再生利用の推進に向けて、**霞が関の中央官庁9か所での利用について順次施工、分庁舎・地方支分部局・所管法人等への取組の拡大**等を進めるとともに、県外最終処分に向けて**新たな有識者会議を設置**し、除去土壌等の減容や最終処分に関して、専門的知見を活用して検討を行い、2030年頃の目指すべき姿として県外最終処分シナリオ・候補地選定プロセスを具体化し、候補地の選定・調査を始めることとしている。また、復興再生利用の必要性・安全性等に対する理解醸成に向けて、**ポスターやSNS等を通じた情報発信や、中央官庁等での復興再生利用の現場活用**等を行うこととしている。

○県外最終処分に向けた取組を段階的かつ確実に実施できるよう、**本閣僚会議を年に1回程度開催し、進捗状況を継続的に確認する。**

<第3回会議の様子>



福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた 再生利用等の推進に関する基本方針



2025年5月27日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定

- 2024年12月、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置。（議長：官房長官、副議長：環境大臣、復興大臣、構成員：内閣総理大臣を除く他の全ての国務大臣）
- 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、政府一丸となって取り組むための方針として、今般推進会議において取りまとめる基本方針のポイントは以下のとおり。

基本的考え方

- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。福島全体の復興のため、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、国として責任を持って取り組んでいく。

復興再生利用の推進

- 国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、官邸での利用の検討を始めとして政府が率先して先行事例の創出等に取り組み、復興再生利用を推進。
- 理解醸成の状況等も踏まえつつ、実用途における復興再生利用の案件創出に取り組むとともに、復興再生利用の本格的な実施・展開を進める。

復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション

- 復興再生利用への協力の機運醸成に係る取組や、復興再生利用の必要性・安全性等の説明などの理解醸成の取組を、各府省庁が一丸となって幅広く展開。
- 復興再生利用に対する安心感や納得感を醸成するため、中間貯蔵施設や復興再生利用の現場の見学会等を実施、段階的に拡大。

県外最終処分に向けた取組の推進

- 最終処分シナリオの精査に向け、引き続き、減容や最終処分に関する技術的・社会的な観点からの検討を行う。
- 中間貯蔵施設からの搬出等のために必要な施設の検討や、最終処分場の候補地の選定・調査に向け、候補地選定のプロセスの具体化の検討等を進める。

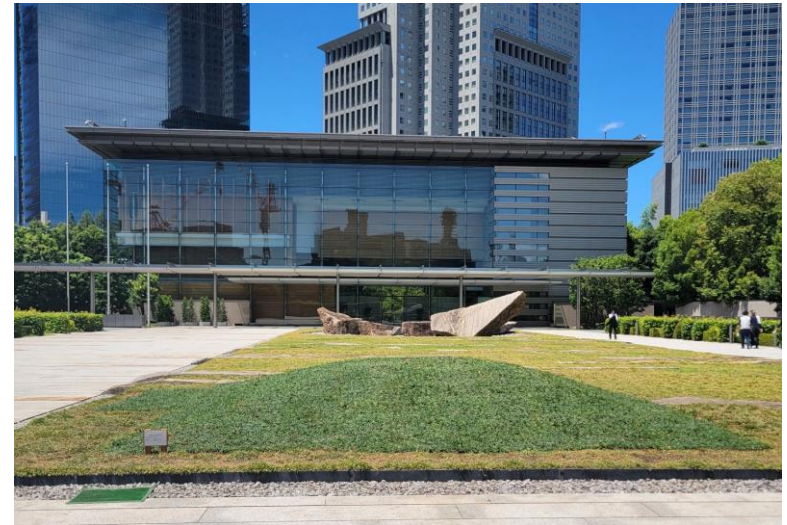
終わりに

- 本基本方針を着実に実行するため、本年夏頃に、政府一丸となって当面5年程度で主として取り組む、復興再生利用の推進や理解醸成・リスクコミュニケーションを中心としたロードマップを取りまとめる。

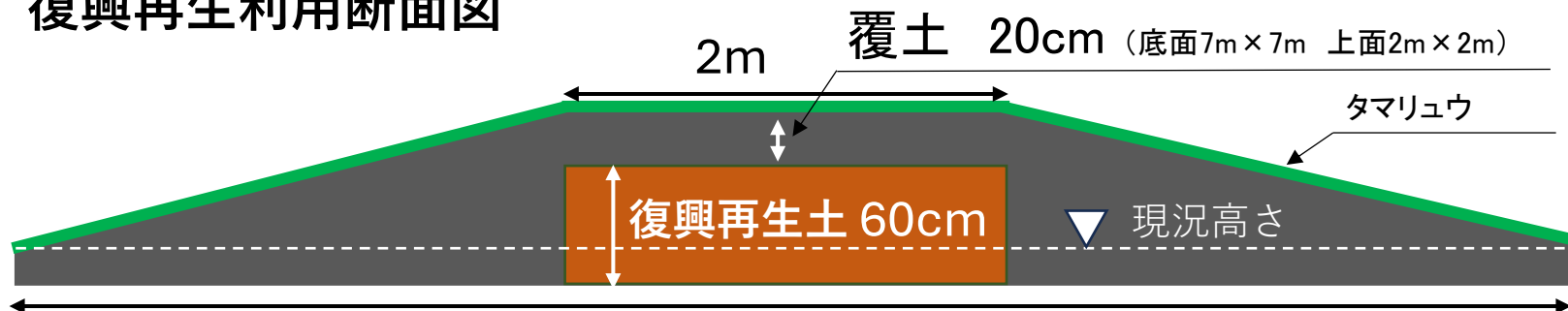
[illegible]

- 施工日：2025年7月19日、20日
- 施工面積：7m×7m
- 除去土壌：2m×2m×60cm 約2m³
- 除去土壌の飛散流出防止措置
：覆土20cm
- 復興再生利用の実施個所で
あることを表示
- 施工前(7/18)の放射線量：0.07～0.10μSv/時
- 3/6の放射線量：0.10μSv/時
→人体への影響を無視できるレベル

施工後の様子



復興再生利用断面図



霞が関の中央官庁の花壇等への復興再生利用概要

中央合同庁舎第3号館
正門駐車場花壇
(国土交通省、
海上保安庁)



9/20,21
施工

中央合同庁舎第6号館
北側駐車場の花壇
(法務省他)



9/24,25,26
施工

外務省 南庁舎入口の盛土



10/11,12,13
施工

中央合同庁舎第2号館
中庭花壇
(総務省、
警察庁、
消防庁他)



9/20,21
施工

中央合同庁舎第8号館
正面玄関
駐車場花壇
(内閣官房、
内閣府)



9/27,28
施工

中央合同庁舎第1号館
正面玄関前花壇
(農林水産省、
林野庁、水産庁)



10/4,5
施工

中央合同庁舎第4号館
駐車場前
花壇
(復興庁、
財務省、
内閣府他)



9/14,15
施工

経済産業省総合庁舎
中庭駐車場
前花壇



9/13,14,15
施工

中央合同庁舎第5号館
サンケン
ガーデン
(環境省、
厚生労働省)



9/13,14,15
施工

※「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」で示した霞が関の中央官庁の花壇等での利用場所での工事が完了しました。(令和7年10月)

霞が関の中央官庁の花壇等への復興再生利用概要（理解醸成）

- 環境省のウェブページにおいて、総理大臣官邸・霞が関の中央官庁での利用の概要やモニタリングデータについて順次掲載。
- 復興再生利用を行っている庁舎の利用現場やエントランス等では、理解醸成のためのパネルを掲示。
- 環境省、関係省庁のSNS等でも情報を発信。
- 関係大臣等からも、会見における発言や施工箇所の視察などにより情報を発信（5号館は、令和7年11月13日に石原環境大臣、11月14日に辻環境副大臣と友納環境大臣政務官が視察）。



環境省ウェブページ



パネル



大臣等による視察

全国での理解醸成活動等の実施（国内の理解醸成）

- 除去土壌等の県外最終処分・復興再生利用の実施に当たっては、全国民的な理解醸成が必要不可欠。若い世代向けの理解醸成（大学等での講義、現地WS等）、現地見学会、メディアとのタイアップによる情報発信、除去土壌を用いた鉢植え・プランターの設置を始めとした各種取組を展開中。
- 今年度は、最終処分・復興再生利用の安全性・必要性等について、特に、若い世代・自治体・メディア等への情報発信を更に進める等により、理解醸成の取組を強化。

若い世代向けの取組

大学等での講義



現地ワークショップ



現場見学

中間貯蔵施設 現地視察



福島県民を対象とした現地視察

再生利用実証事業 現地視察



福島、その先の環境へ。ツアー参加者
中間貯蔵施設や飯館村長泥地区の
実証事業事業エリアを対象とした
現地見学会を開催

メディアとのタイアップ等による情報発信



インフルエンサー（Youtuber）と
連携した情報発信



YouTubeのCM発出



地方テレビ局と連携した情報発信

除去土壌を用いた鉢植え等の設置



総理大臣官邸



環境大臣室

〔2025年3月末時点で
24施設に設置済み〕

全国での理解醸成活動等の実施（海外との協力・情報発信）

- 国際機関・二国間での対話等の場を通じて、環境再生や復興が進む福島の情報発信を実施。
- 加えて、ICRP（国際放射線防護委員会）等の国際機関及び駐日外交団等の方々に対して中間貯蔵施設等の視察を実施。
- また、IAEA年次総会やCOP30ジャパン・パビリオンにおけるブース展示を通じて、世界各国からの多くの会合 参加者に環境再生や復興の進む福島の情報発信を実施。
- さらに、2030年度末まで毎年、IAEAによる環境省の取組をレビューするフォローアップミッションが行われ、そのサマリーは毎回公表する。



IAEA総会（サイドイベント）での発表（2025年9月）



COP30（ベレン）への出展（2025年11月）



ICRPの委員による中間貯蔵施設視察（2024年11月）



海外メディアによる中間貯蔵施設の視察
（2025年2月）

放射性物質汚染対処特措法に基づき国が処理を行う廃棄物

① 対策地域内廃棄物

- 環境大臣が指定した**汚染廃棄物対策地域**※内にある**廃棄物**のうち、一定の要件に該当するもの

※ その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に汚染されているおそれがあると認められること等一定の要件に該当する地域（＝旧警戒区域、旧計画的避難区域）

<対策地域内廃棄物の例>

- ・ 地震・津波によって生じたがれき
- ・ 家屋解体によって生じた廃棄物 等

② 指定廃棄物

- 事故由来放射性物質による**汚染状態が8,000Bq/kgを超えると認められ、環境大臣の指定**※を受けた**廃棄物**

※ 環境大臣は、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査結果や、廃棄物の占有者からの申請に基づき、当該廃棄物の汚染状態が8,000Bq/kgを超えていると認めた場合に指定

<指定廃棄物の例>

- ・ 焼却灰
- ・ 農林業系廃棄物（稲わら、堆肥） 等



※2022年3月31日に田村市において汚染廃棄物対策地域の指定を解除。

⇒ 特定廃棄物（対策地域内廃棄物・指定廃棄物）は国が処理

福島県内における特定廃棄物の処理の進捗

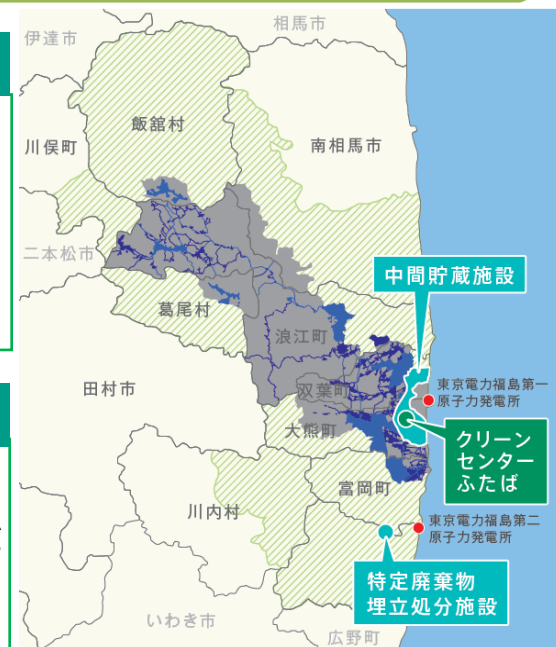
○ 帰還する住民の生活環境の再生・保全のため、特定廃棄物の処理を着実に進めていく。

1. 被災家屋等の解体 (2026年1月末時点)

- 被災家屋の解体は、対象11市町村のうち5市町村で完了。
 - 家屋解体の申請受付数約19,600件のうち、解体撤去済は約18,700件。
- ※特定復興再生拠点区域の解体申請について受付終了
特定帰還居住区域の解体申請について受付中

2. 特定廃棄物の中間処理と最終処分 (2026年2月末時点)

- 仮設焼却施設12施設のうち、9施設での焼却を完了し、3施設が稼働中。
- 2023年10月末で特定廃棄物埋立処分施設への特定廃棄物の埋立処分を完了。
- クリーンセンターふたばに35,757袋を埋立処分済み。



- 特定復興再生拠点区域
- 特定帰還居住区域
- 帰還困難区域
- 汚染廃棄物対策地域



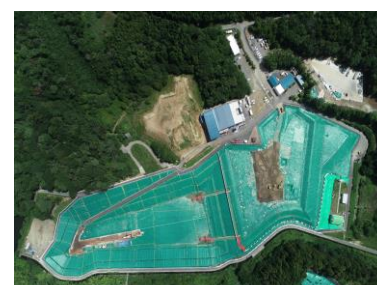
被災家屋等の解体の様子



大熊町の仮設焼却施設



特定廃棄物埋立処分施設



クリーンセンターふたば

福島県以外における除去土壌・指定廃棄物の処理フロー

指定廃棄物

指定廃棄物

- ・ 8,000Bq/kg超え、環境大臣が指定した廃棄物
- ・ 国の責任のもと、適切に処理することが必要
例) 汚泥、稲わら、堆肥等

可能な限り減容化
(焼却等)

特に指定廃棄物の保管が
ひっ迫している県
(宮城県、栃木県、千葉県)

その他の都県

長期管理施設において保管
(遮断型相当)

指定廃棄物の処理基準に従い、既存の処分場において
処分

指定廃棄物が8000Bq/kg以下に減衰した場合に環境大臣が一時保管者(市町村等)等と協議の上で指定取消し(指定取消し後は通常の廃棄物として廃棄物処理法に基づき処分)可能

除染により生じた除去土壌等

- ・ 除染実施者(福島県外においては市町村等)が処分することが必要

除去土壌

除染廃棄物

例) 刈り取った草木、
雨樋の堆積物等

可能な限り減容化
(焼却等)

埋立処分基準・
復興再生利用基準
に基づく処分

廃棄物処理法に
基づく処分

特定廃棄物以外の廃棄物については、廃棄物処理法の規定を適用。(一定の範囲については、放射性物質汚染対処特措法に基づく基準も適用。)

関係5県の指定廃棄物に関する状況

＜長期管理施設の設置＞

- 5県（宮城・栃木・千葉・茨城・群馬）において、国が各県内での「長期管理施設」の新設を検討。
- うち3県（宮城・栃木・千葉）について、2014～2015年に候補地を提案したが、そのための詳細調査を実施できていない。

＜各県ごとの課題を段階的に解決するための取組＞

- 長期管理施設の設置は進んでいないが、段階的に取組を実施。
 - ・ 宮城県：指定廃棄物の約10倍の量がある低濃度の農林業系廃棄物の処理
 - ・ 栃木県：分散している保管場所の集約
 - ・ 各県共通：8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の処理に向けた調整・実施

※ 県名下部…令和七年九月末時点の指定廃棄物保管量

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 ~ (H30)		
宮城県 (2,274.5t)	長期管理施設の選定 プロセスについて議論	長期管理施設の詳細調査候補地を公表 宮城県：栗原市、大和町、加美町 栃木県：塩谷町 千葉県：千葉市		まずは8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物から処理することとし、2018年3月から処理を開始				
栃木県 (9,289.5t)				詳細調査の実施に向けた働きかけの継続	農家の保管する指定廃棄物の市町単位での集約を検討・実施			
千葉県 (3,693.6t)								
茨城県 (3,308.8t)				長期管理施設は設置せず、現地保管継続・段階的処理の方針を決定			一時保管場所での保管強化対策の実施	
群馬県 (885.0t)								

未来志向の新たな環境施策の展開 ～ふくしま、次の10年へ～

- 第2期復興・創生期間を迎え、福島県が本格的な復興・再生に向けたステージへ歩みを進めるこの機会に、環境省としてなすべき取組を、「ふくしま、次の10年へ」と題して取りまとめ。
- 東日本大震災から10年の節目を越え、福島の本格的な復興・再生という次のステージに向け、環境省と福島県の連携協力協定やふくしまグリーン復興構想の下、脱炭素・風評対策・風化対策の3つの視点から、未来志向の新たな環境施策を連携して取り組む。

取組例

環境先進地域へのリブランディング

■「福島、その先の環境へ。」ツアーの開催

復興の現状や福島県が抱える課題を見つめ直し、若者の視点から情報を発信することを目的に、実際に福島を訪ね見学する6コースのツアーを8月に全国から集まった学生が企画し、10月25日～27日に実施。最終日には参加者全員（約160名）が一堂に会しての座談会を開催し、「いま、私たちが福島について知り、伝えたいこと」をテーマに、活発な意見交換や発信を行った。



ツアー最終日に実施した座談会の様子

■国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）での発信

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故からの環境再生事業等に関する取組や、復興が進んでいる福島の現状について世界に発信し、福島に対する風評払拭を図ることを目的に、11月にブラジルで開催された国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）ジャパン・パビリオンにブースを設けて展示を実施。



ジャパン・パビリオン内ブースでの展示説明の様子

福島・環境再生の記憶の継承

■チャレンジ・アワード

学生を対象とし、福島のこれからを考えたアイデアや想い、自らが福島のために行った取組を募集。全国から約330件の応募があった。2025年3月に表彰式を実施。



チャレンジ・アワード表彰式の様子

脱炭素×復興まちづくりの先進地創出

■自立・分散型エネルギーシステム導入補助事業

- 温泉熱を給湯の熱源として利用するシステム導入に係る計画策定（三島町）
- 公共施設への地中熱利用設備導入に係る計画策定（南相馬市）
- 温浴施設へのバイオマス熱利用設備の導入（只見町）
- 特別養護老人ホームへの太陽光発電設備・蓄電池の導入（田村市）
- 人工芝・建材製品製造工場への太陽光発電設備の導入（南相馬市） など



工場屋上（南相馬市）への太陽光発電施設の導入支援（2024年度事業）

令和8年度予算のポイント

- 帰還困難区域においては、特定復興再生拠点区域復興再生計画及び特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、除染・廃棄物処理等を着実に進める。
- 福島県内で発生した除去土壌等を安全かつ集中的に管理する中間貯蔵施設の整備、管理運営を着実に実施するとともに、県外最終処分に向けた復興再生土の利用（復興再生利用等）の取組を進める。
- 除去土壌搬出後の仮置場等の跡地について、円滑に原状回復・返地を進める。
- 廃棄物についても、減容化→埋立の流れで着実に処理を行う。

令和8年度予算の内容

除去土壌等適正管理 ・原状回復等事業

154億円（159億円）

〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

放射性物質汚染廃棄物 処理事業等

297億円（413億円）

〔特定廃棄物の処理、指定廃棄物の一時保管、農林業系廃棄物の処理の促進、廃棄物処理施設のモニタリング等〕

中間貯蔵関連事業

991億円（1,045億円）

〔中間貯蔵施設の整備、管理運営、除去土壌等の県外最終処分に向けた復興再生利用等〕

特定復興再生拠点整備事業

72億円（199億円）

〔特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染・廃棄物処理等〕

特定帰還居住区域整備事業

488億円（620億円）

〔特定帰還居住区域復興再生計画に基づく除染・廃棄物処理等〕